猟銃等の所持許可を受けている皆様へ

有害鳥獣駆除等を実施している方で、要件を満たしている場合は 技能講習に係る特例の対象になります。

技能講習に係る特例

平成24年9月28日以降、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外

(0,0)		
	特定鳥獣被害対策実施隊員	特定従事者
要 件	(申請日前1年以内に)当該種類の猟 銃を使用し、鳥獣被害防止特措法第4 条第2項第4号に規定する対象鳥獣の 捕獲等に1回以上参加したもの	(申請日前1年以内に)当該種類の猟 銃を使用し、鳥獣被害防止計画に基 づく対象鳥獣の捕獲等に1回以上従 事している者であって、内閣府令・農 林水産省令・環境省令で定めるもの
	申請日から過去3年以内に銃刀法上 の指示処分を受けたことがなく、かつ 受けるべき事由が現にないもの	申請日から過去3年以内に銃刀法上 の指示処分を受けたことがなく、かつ 受けるべき事由が現にないもの
効 果	当分の間、銃刀法の技能講習に係る 規定の適用を除外	平成26年12月3日までの間、銃刀法の 技能講習に係る規定の適用を除外
<u>提示</u> が 必要な書類 (原本)	(申請時において有効な)市町村長の 発行する鳥獣被害対策実施隊員の 「 指名書 」又は「 任命書」等	(申請時において有効な)鳥獣保護法 第9条第1項に規定する許可を受けて 特定捕獲等に参加した者にあっては 同条第7項に規定する「 許可証」 、同 条第8項に規定する従事者として特定 捕獲等に参加した者にあっては同項 に規定する「 従事者証 」
<u>提出</u> が 必要な書類	・市町村長が発行する「 対象鳥獣捕獲等参加証明書」 ・申請日から過去3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていないことを 誓約する 書面(申請者が作成する)	

注意事項

- 1 「技能講習に係る規定の適用を除外」とは、所持許可の更新申請時に「技能講習を修了していることを要しない」ことです。既に技能講習を受けている方や、今後、技能講習を受ける予定の方は従来どおり、技能講習修了証明書の提示により更新することもできます。
- 2 市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」は
 - (1) 申請日から過去1年以内に、猟銃を使用し作業に従事した内容を含む必要があります。
 - (2) 記載された銃種(ライフル銃・ライフル銃以外の猟銃)の申請等に適用されます。
- 3 有害鳥獣駆除に使用する銃は、その用途に「有害鳥獣駆除」が必要です。

茨城県公安委員会・茨城県警察